

聖籠町告示第28号

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱(平成21年聖籠町告示第113号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

介護保険料の段階区分	支給額
第1段階(第7条第1号)	2,200円
第2段階(第7条第2号)	3,500円
第3段階(第7条第3号)	3,500円
第4段階(第7条第4号)	4,500円
第5段階(第7条第5号)	5,000円
第6段階(第7条第6号)	6,000円
第7段階(第7条第7号)	6,500円
第8段階(第7条第8号)	7,500円
第9段階(第7条第9号)	8,500円

附 則

この告示は、告示の日から施行する。